

一般社団法人全国銀行協会

明治期の銀行事務について (第3回)

一般社団法人全国銀行協会 企画部金融調査室 室長 大波多 充

<u>I. はじめに【再掲】</u> <u>Ⅲ. 銀行選択の方法</u>

WI. 手形交換所の組織 X. おわりに

I. はじめに^{1,2}【再掲】 (第3回の内容は次頁の「Ⅵ. 得意先の注意事項」以降ご参照)

今年は明治元年(1868年)から起算して満150年という記念の年となります。 わが国は明治の時代において、西洋の政治・経済制度や文化などを学び、積極的に取り入れてきました。

明治になって取り入れた制度の1つに「銀行制度」があります。江戸時代にも「両替商」が預金や貸出、為替など現在の銀行に近い業務を行っていたようですし、明治2年には欧米の「Bank」を訳したと言われる「為替会社」も創設されていますが、銀行法制という観点からは、明治5年に施行された国立銀行条例が最初のものとなります。ただし、同条例にもとづく国立銀行は、同32年までに全て消滅していますので、現在の銀行制度、とりわけ普通銀行制度との関係において重要なのは、同23年に制定、同26年に施行された「銀行条例」と考えられます。

本稿では、銀行条例の施行からちょうど 10 年後、同条例にもとづき設立された銀行の実務が、ある程度、固まってきたと思われる明治 36 年に発行された『銀

-

¹ 本稿における明治期の銀行制度および経済・金融情勢の記述に当たっては、 小山嘉昭(2012) 『詳解 銀行法【全訂版】』、日本銀行(1982) 『日本銀行百年史 第1巻』、日本銀行(1983) 『日本銀行百年史 第2巻』、全国銀行協会 連合会・社団法人東京銀行協会(1997) 『銀行協会五十年史』等を参考にしま した。

² 「Ⅱ. 明治 36 年当時の政治・経済情勢と銀行の種類・数」および「Ⅲ. 明治 36 年当時の銀行業務」については第1回の記事をご参照ください。

行利用法』(著者:須田毎六³、発行所:國光社出版部)の内容を基に、当時の銀行実務がどのようなものであったか、現在の銀行実務とも比較しながら紹介したいと思います。

なお、本稿は、上記の書籍を基に執筆者が個人的にまとめたものであり、内容の正しさを保証するものではなく、また、本稿における意見等は、執筆者の個人的見解であり、全国銀行協会の見解を示すものではありません。また、文中、敬称は省略しております。

VI. 得意先の注意事項

『利用法』では「得意先」とされていますが、「銀行の取引先」と捉えてもらえればよいと思います。50の注意事項が列挙されており、現在において当てはまるもの、当てはまらないもの、両方ありますが、いずれも納得させられるものばかりです。

1. 催促の必要

「送金、預金、代金取立その他の取引のために銀行店頭に行った時、銀行が営業繁忙のため、もしくは係員怠慢のため、その事務を忘却され、または他の用のために後回しにされ、空しく待たされることが往々にしてある。このような場合には、遠慮なく、その係へ催促するのがよい。」

現在でも、お客様の待ち時間短縮は、銀行にとって大きな課題ですが、「係 員怠慢」、「事務を忘却」というのは、あってはならないことです。

「空しく待たされる」という表現に、原著執筆者の実感がこもっています。

2. 代金取立の依頼について

「代金取立を銀行に依頼した場合に、手形の期限が経過し、取組み先において、すでに渡し済みとなっている時期と考えられるものの、銀行から取

³ 著者についての詳しい情報は得られておりません。

⁴ 紹介に当たっては、旧字体を新字体に、文語体を口語体にするなど、原文に変更を加えている他、歴史的事実から明らかに誤りと思われる箇所については、執筆者の判断で修正を行っています。

立済みの通知がない時は、手形の支払人もしくは引受人が支払っていないか、 取組先銀行において報告漏れとなっているか、または銀行において通知を忘 却している場合である。このような時も、遠慮なく銀行に問い合わせを行う べき。」

3. 銀行の営業開閉時間を記憶せよ

「銀行の得意先は営業開閉の時間を記憶することが、些事に思えるが、 とても肝要なことである。もし銀行の営業開閉の時間を念頭に置かず銀行に 着いて、営業の開始時間前だった時は、開始時間になるまで待たざるを得な い。営業の閉鎖間際の時は、重役以下諸係員は業務繁忙のために精神が疲労 しており、かつ数多くの大事な用件も重なっているために、十分に相談が行 き届かないことがある。また、このようなことは嫌われるおそれもあるので、 なるべく営業時間中に銀行に着いて、所用を果たすべき。そうすれば、貴重 な時間を空費するおそれはなく、迅速に所要を果たすことができる。」

当時の銀行の営業時間は、銀行条例で、現在と同様、「午前9時から午後3時まで」とされていましたが、「営業の都合によりこれを増加することができる。」という但書きが入っていたため5、銀行によって営業時間にかなりのバラつきがあったのかもしれません。

現在、銀行の営業時間は、銀行法施行規則第 16 条第1項で、「午前9時から午後3時まで」と定められていますが、延長は可能(同第2項)であり、一定の要件に該当する場合には変更も可能(同第3項)となっています。平成28年の銀行法改正時に、当座預金業務を取り扱う営業所の営業時間の柔軟化が図られており6、今後、銀行の営業時間が店舗ごとにバラつきが出ることも十分考えられますが、「銀行の営業時間を記憶すること」が再び取引先の注意事項になることがないよう、銀行もお客様への周知やATM・インターネットバンキングなど代替手段の活用を進めて行く必要があるでしょう。

⁵ 小山 (2012) 332 頁。

⁶ 池田ほか (2017) 223~224 頁。

4. 金員を受け取った時も員数を調査せよ

「銀行から金員を受け取った時、銀行を信用して員数を調査せずに持ち帰る者が往々にしてあるが、良くない。このために往々にして苦情を惹起することがある。また、損をすることもある。銀行で単純に間違えれば、後で判明したとしても重複錯雑な場合には、容易に判明しないことがある。ゆえに銀行から金員を受け取った時と言えども、必ずその金員を調査することを要する。」

現在では、機械化等が進んでいることもあり、銀行がお金の数を間違える可能性は極めて小さいと思われますが、現在の銀行取引においても注意しておかなければいけない点かと思います。「現金その場限り」という言葉があるように、銀行窓口(ATM も含みます。)でお金を受け取り、その場で数えずに持ち帰って、お金が足りないことに気が付いても、お金が足りなかったことを証明するのは、かなり困難です。多額のお金を受け取った場合、周りに他のお客様がいる中で、それを数えるのは難しい面があるかもしれませんが、自分自身の判断で対応を行うことが重要となります。

これは、銀行窓口に限らず、小売店のレジなどでも当てはまることです。

5. 出納係へ金員を振り込むことについて

「金員を振り込もうとする者は、振り込む金員をよく整理して、勘定違いのようなことがないように注意すべき。このことが時間と手間を省く。また、金員を振り込むに当たって、その金員を取付台に載せて置き、係員が員数を調査するのを待たずに腰掛台に付く者があるが、これは出納係員が大変嫌うところであり、員数調査の時は立ち会うべきである。」

お金を振り込んだり、払い込んだりする場合、予めお金を整理しておく ことが時間と手間を省くというのは、現在でも同様でしょう。また、係の人 がお金を数える時に立ち会うというのは、現在では自然に行われているので はないでしょうか。

6. 手形と現金を取り混ぜ銀行へ振り込む場合について

「小切手、送金小切手、約束手形、為替手形等に現金を取り混ぜて出納係へ振り込もうとする時は、必ず裏書の手続きを行うものと知るべき。」

ここでは『利用法』に合わせて「振り込む」という言葉を使っていますが、「V. 1. (1) 預入手続き」などで説明した、当座預金等への「預入手続き」に関する注意事項と思われます。

なぜ裏書を行うべきなのか、具体的な説明はありませんが、出納係(「V. 1. (1) 預入手続き」等では「収納係」となっています。) において、誰が依頼人か分からなくなり、預入先を誤るといったトラブルを防止する観点からでしょうか。

7. 銀行へは必ず印鑑を持参せよ

「銀行から金員を受け取ろうとする時は、必ず印鑑を持参すべき。もし、 これを忘れた時は、所用を果たせないおそれがあるだけでなく、時間と手数 を空費する。」

デジタル化の進展に伴い、一部銀行において、印鑑を使った取引を廃止する動きがありますが、現在でも印鑑は銀行取引で重要な役割を果たしています。特に銀行窓口においては、印鑑がないと行えない取引が多数ありますので、注意が必要です。

8. 利子について

をご覧ください。

「小切手を使用する当座預金もしくは小口当座預金に関し、100 円未満の 残高に対して東京組合銀行においては利子を付さないので、無利子になるこ とを記憶すべき。100 円未満で長く置く時は、置くほど利子の損失が嵩むこ とになる。たとえば 99 円を1 年間そのままにしておく時は、100 円につき 日歩2銭とすれば、1 年に7 円程度、利子を損する。」

ここで出てくる「東京組合銀行」というのは、全国銀行協会(全銀協) の源流の1つであると言ってよい「東京銀行集会所7」の加入銀行を指して いると思われます8。ここを素直に読むと、当時の東京銀行集会所が100円

[「]全銀協ウェブサイト「明治期の銀行業界団体」 https://www.zenginkyo.or.jp/special/meiji150/jbahistory/index.html

^{*}明治30年の東京銀行集会所規程改正により「加入銀行を東京組合銀行という」 (第3条)という条文が入っています。全国銀行協会連合会・社団法人東京銀 行協会(1997)13頁。

未満の当座預金等には付利しないことを定めていたように思われますが、そのような事実を確認することはできませんでした⁹。ちなみに現在、全銀協が付利対象の預金金額を決めたり、預金利率を決めたりすることは、独占禁止法に抵触する可能性が非常に高いと思われます。

なお、『利用法』の巻末には、附録として、「日歩年利換算表」が掲載されております 10 。日歩 2 銭は年利換算 7 歩 3 厘となっていますので、「(99円を 1 年間そのままにしておく時は) 1 年に 7 円程度、利子を損する。」という記述と整合的です 11 。

9. 荷為替取組みについて

「出荷主は、銀行と荷為替取組みを行い、その金員を受け取っても決して安心すべきでない。手形の期日に荷受主がその支払いを銀行に行ったか否かを銀行に問い合わせて、初めて安心すべきである。荷受主においてその金額を支払わない時は、出荷主は銀行に対して弁済の責任を負わざるを得ないからである。また、荷為替を取り組むにあたっては、荷受主についてはよく身元を見定めた後でなければ、延滞もしくは支払い拒絶のため日数を経過し、その貨物の価格は下落し、あるいは棄損・変質等により、大きな損害を被ることがある。出荷主の信用に関係してくるので、充分な注意を要する。」

「荷為替を取り組もうとするにあたり、自分が荷為替付きの貨物を輸送 しようとする地方の銀行と、平素取引する銀行との間で為替取引の取組みが ない時は、為替の取組みがない理由をもって、平素取引する銀行との取引を

⁹ 大阪では大阪銀行集会所組合銀行間で預金利子の協定を結び、明治34年から 実施しています。東京でも同35年に第一、第百、三菱、横浜正金、十五、三 井の6行が協議し、定期預金6分5厘、当座預金1銭2厘、小口当座預金1銭 5厘という預金利率を決定しており、これが東京における標準預金利率のよう になったとのことです(社団法人東京銀行協会・東京手形交換所(1979)『東 京手形交換所90年の歩み』33頁)。ただし、大阪、東京いずれの場合も、付 利対象となる預金金額まで定めていたかは分かりませんでした。

¹⁰ その他に「利息早見表」、「年利日歩換算表」、「利回元入表」、「複利基数表」、「日数表」も掲載されており、実務を行う際に非常に便利であったと思われます。

¹¹ 換算表がなくても、2銭×365日(=1年間の日数)÷100円=7歩3厘、という計算で年利が出ます。

断るべきである。この場合、平素取引をする銀行に対して、荷受主所在地の銀行と為替取引がある銀行に、紹会の労を取ってもらうよう依頼すべきである。また、荷為替付きで貨物の輸送を依頼するに際して、出荷主が平素銀行と取引がない時は、容易には荷為替の取組みを行うことはできない。このような場合、出荷主および荷受主双方の不便は少なくないため、荷受主は、自分が取引する銀行から出荷主が荷為替を取り組もうとする銀行に宛てて、何某から荷為替取組みの依頼がある時は、金額何円までは承諾するよう、依頼状を出すことを申し込むべきである。」

荷為替に関する注意事項は、非常に長いものになっています。 1 点目は 貨物を届ける先の信用問題、2 点目は内国為替ネットワークなどの問題です。

1点目は、現在も生じ得る問題ですが、外国貿易などにおいては、信用状を利用することなどにより、取引相手の信用リスクを回避しています。

2点目については、現在、内国為替ネットワークが全国に張り巡らされていますので、ネットワークの問題により、出荷元の取引銀行が出荷先の取引銀行と為替取引ができないということは、まずありません。これに対して、当時のネットワークは限定的だったと思われますので、為替取引ができる銀行を探すことは、かなり大変だったと推測されます。ここでは、取引銀行に他の銀行を紹介してもらうことや、出荷先の取引銀行から出荷元が取引を行おうとしている銀行に対して取引を承諾するよう依頼状を出してもらうことなどが対策として記載されています。どの程度これが機能していたのか、興味深いところです。

10. 当座勘定の差引残高に注意せよ

「自分が銀行に預けた金員の出納が頻繁になるにしたがって、差引残高を間違え、(残高) 990 円のところ1千円の小切手を振り出すようなことがある。この場合において、この小切手が手形交換所に回送され、銀行において取り立てられる時、銀行は差引残高不足のため、これを支払い資金不足として手形交換所へ返戻する。わずかな少額のために不渡となり、首切りの処分を受けざるを得ない。ゆえに当座勘定の差引残高については、常に注意を怠るべきでない。とりわけ遠隔の地方に居住するものは、銀行から注意を促すために電信を発しても、その交換結了後の恩恵時間に間に合わないと、や

むを得ず首切りとならざるを得ない。/

当座勘定の残高管理の重要性を指摘したもので、現在にも当てはまるものですが、当座貸越契約を結んでいる企業であれば、少額の残高不足をもって不渡となることはありません。

「首切り」という物騒な言葉が出てきますが、これは、「V.1.(1) ⑧ 小切手使用者の注意点」で説明した「取引停止処分」のことを指しているのでしょう 12 。

また、「恩恵時間」について明確な説明はありませんが、「入金を待ってもらえる時間」ということであれば、銀行から手形交換所に不渡の届出が行われた日の翌日午後3時までということかもしれません¹³。

11. 銀行でも通帳の残高を間違うことがある

「当座預金への入金は残高に加え、当座預金貸越による入金は残高から 差し引くことになるが、往々にして帳尻を間違うことがある。また、他人の 小切手が自分の通帳に記入されていることがある。これらの間違いは、後に 銀行において差引残高の突合せを行えば判明するが、銀行は1週間または月 1回、差引残高の突合せを行うので、得意先は通帳と残高に注意すべきであ る。」

こちらは通帳に記載された残高確認の必要性を指摘したものです。現在 のようにリアルタイムで記帳が行われるわけでなく、しかも手作業ですので、 当然、間違いもそれなりに生じていたことが想像されます。

12. 利子の計算を精査すべき

「銀行において計算した利子は、これを信用して調査しない時は、間違いもそのままになることがあり注意すべき。」

現在、銀行における利子の計算はシステム化されていますが、当時はそ

¹² 「WI. 手形交換所の組織」でも改めて説明します。

¹³ 小切手の支払いが拒まれた場合、拒まれた銀行から交換所に対して書面により届出が行われることになり、それが交換所に掲示され、直ちに取引も停止されますが、届出の翌日午後3時までに、取引銀行または入金を受けた銀行から、本人が入金した旨の更なる届出があった時は、前日の掲示を取り消すことになっています。「Ⅶ. 手形交換所の組織」をご覧ください。

ろばん等を用いた手計算だったと推測されますので、利子の計算でも、それなりに間違いがあったと思われます。

13. 銀行との難しい取引

「難しい取引をしようとする場合、これを銀行の係員に相談すると、係 員は機械的に働くものなので、規則的に謝絶する。このような場合には、支 配人へ相談すべき。支配人は採択収捨の権限を有する者なので、自己におい て当然助けるべきものについては、これを助ける。」

「難しい取引」(原文では「難題的取引」となっています。)というのが、 具体的にどのようなものを指すのか分かりませんが、支配人の権限の強さを 指摘したものと言えるでしょう。ただし、誰もが支配人に相談できていたか は分かりません。

係員の機械的な対応というのは現在でも起こり得るものですので、仕事 を行っていくに当たって、このような指摘を受けることがないよう心掛ける 必要があります。

14. 小切手は直ちに取り立てるべき

「他から受け取った小切手は、直ちに取り立てるべき。そうしなければ 預金不足もしくは預金皆無のために不渡の不幸に遭遇することがある。」

小切手をすぐに取り立てるべきか否かは、相手の信用力にもよりますが、 当時は取引相手の信用力に関する情報が現在より少なかったと思われます ので、受け取った小切手をすぐに取り立てるのが最善の方法だったのかもし れません。

15. 手形・小切手・有価証券の郵送について

「小切手および約束手形・為替手形その他有価証券等の郵送をしようとする時は、必ず書留郵便にすべき。もし少額の郵便手数料を惜しんで書留郵便物としない時は、そのために盗難紛失等のおそれがある。」

現在は、他の決済手段の利用が進み、手形の取扱いが減ってきていることから、手形等を郵送するケースがどの程度あるかは分かりませんが、郵送する場合、書留を使うことが一般的と思われます。ただし、書留にも損害要

償額に上限がありますので注意が必要です。

16. 印鑑は銀行に差し出しておくべき

「銀行と取引するものは自己の印鑑を差し出しておくべき。割引借入その他の取引をするのに、とても便利である。」

この文章だけでははっきりとは分かりませんが、ここで言っている「印鑑」というのは、現行法令と同様、印影を指しており、印章(ハンコ)そのものを指しているのではないと思われます。

現在では銀行取引における印鑑の利用も減ってきていますが、銀行取引を行うに当たって印鑑を届け出ることは、一般に行われていることかと思います。

17. 小切手の盗難および紛失の場合について

「小切手および送金小切手を盗難された場合または紛失した場合については、盗難もしくは紛失に相違ないかを十分に確かめたうえ(もし十分な取り調べをしない時は、いたずらに多数の銀行に迷惑を掛けるおそれがないとは言えない。)振宛銀行に通報してその支払いを停止し、かつ遅滞なく公示催告または紛失小切手無効の広告を行うべき。銀行においては手形交換組合銀行へ銀行集会所から通報して警戒することになる。しかしながら公示催告は●月間、また新聞紙広告は3週間ぐらいを要するものである。」

「振宛銀行」というのは、現在では聞かない言葉ですが、文脈からして 振出人が当座預金を置いている銀行(=支払銀行)を指しているものと思わ れます。

現在でも、手形・小切手の盗難、紛失時には振出人が当座預金を置いている銀行への「事故届」の提出と、警察への「紛失届」または「盗難届」を出すことが何より大事とされています¹⁴。

手形・小切手自体を無効とするため「公示催告」は現在でも使われます¹⁵。 現在の公示催告期間は2か月ですが、『利用法』では単なるミスなのか、数 字のところ(上記の『●』に当たるところ)が空欄になっています。

10

¹⁴ 全国銀行協会 (2012) 22 頁。

¹⁵ 同前。

18. 手形には支払場所を銀行と定めるべき

「手形を使用するものは、必ずその代り金支払場所を銀行と定めるべき。」

現在でも、手形は小切手と違って、法律上、支払人が金融機関に限定されておらず、振出人が自ら支払うのが原則ですが、実際には支払いは金融機関に委託されています¹⁶。

『利用法』では、支払場所を銀行と定めるべきとする理由が書かれていませんが、銀行を支払場所とした方が信用が得られる、あるいは振出人にとっては、支払場所を銀行とした方が手間は省けるといったことが考えられます。

19. 小切手と印影は別にしまっておくべき

「小切手と印影とは別々にしまっておくことを要する。そうでなければ 盗難等に遭った時、(盗難等をした者が)小切手を記入し、これに印影を押 して、銀行から(預金を) 詐取されてしまうおそれがある。」

現在では、小切手の所持人は自分の取引銀行に取立を依頼するのが一般的であり、支払銀行が小切手の所持人に直接支払いを行うのは、その所持人と普段から取引がある場合などに限られるとのことですので¹⁷、小切手と印影が盗難等にあったとしても、預金を搾取されるおそれは当時よりも低いと思われます。

ただし、リスクをできるだけ減らすという観点からは、小切手と印影を 別々に保管しておいた方がよいでしょう。

20. 取引者の死亡について

「銀行と取引するものが死亡した場合は、直ちにその旨を銀行に通報すべき。」

これは、現在でも同様です。

¹⁶ 全国銀行協会 (2012) 11 頁。

¹⁷ 同前 27 頁。

21. 遠隔の得意先について

「銀行と遠隔の地で取引するものは通帳を帯封し、銀行に郵送して記入 を請求すべき。」

ATM が広く利用されており、また、インターネットバンキングによる取引の増加等に伴い、通帳自体の発行を取り止める動きも出ている現在では、ほとんど生じ得ないと思われる注意事項です。

そもそも現在では、マネー・ローンダリング対策や金融犯罪対策などから、理由なく遠隔地の銀行と取引を行うことが難しくなっています。

22. 担保品添付の委任状および承諾証書

「担保品に添付する委任状および承諾証書が不完全な時は、いずれかの ために取引ができないのみならず、いたずらに手数と費用を要することがあ るので、大いに注意を要する。」

書類が不完全な時に余計な手間や費用がかかるのは、現在でも同じと思われますが、担保品添付の委任状および承諾証書をあえて取り上げているのは、これらに不完全なものが多かったということかもしれません。

23. 担保品預り証書は紛失しないようにするべき

「銀行から差し出された担保品の預り証書は紛失しないよう大切に保存することを要する。借用金の返金または担保品の差替え等の場合には、必ずこれを持参しなければ、銀行は担保品を渡さない。ゆえに万一、これを紛失した場合は、紛失証書を差し出す手数を要するのみならず、銀行もまた大いに迷惑する。」

- 「Ⅲ. 2. (1)」で記載したとおり、担保には証券や商品が用いられており、実際に現物をやり取りしていたと思われますので、担保の返却で問題が生じていたケースも多かったのかもしれません。
- 24. 銀行に差し入れておいた有価証券の価格高低の場合における得意先の注意 「銀行へ担保として差し入れておいた有価証券の価格は金額その他の影響によって高低するものなので、なるべく価格の高い時に銀行から引き出してこれを売却し、価格の安い時に買い取って銀行へ担保として差し入れてお

くことが必要であるが、反対に売り損じて売り時を失し、頭金に差支えを生じることがある。この場合、捨て売りして銀行と決済する者があるが、このようなことを行うのは、未だその取扱いを知らない者である。世の景気というものは常に一定の軌道を循環するものであり、景気は必ずしも永続するものではない。不景気も同様である。ゆえにその時期の到来を待つべきである。たとえば日本郵船株、北海道炭鉱鉄道数、日本鉄道株のような株券 100 株8千円の市価を有する場合に、6千円でこれを銀行に担保として差し入れた者があると仮定する。この株券が5千円となったことをもって頭金を銀行から1株について20円を請求されたりするが、これに応じることはない。銀行もまたその処分を見合わせて、1年の猶予を与え、その後、高騰して70円となれば損失を逃れるのみならず、頭金を得ることになる。

「Ⅲ. 2.(1)」で述べたように、当時、担保として不動産はあまり利用されておらず、有価証券等が主に利用されていたようですので、ここでの説明も有価証券についてのものになっていると思われます。

一時的な価格変動に踊らされないというのは、担保利用に限らず、現在 の有価証券売買一般において当てはまるものでしょう。

ただし、当時、担保として差し入れた有価証券を機動的に売買できていたのか、やや疑問が残るところです。

25. 電信為替の受取人

「電信為替を受け取ってもらいたいとの電信を受けた時は、その電報が 為替金引換の証拠となるものなので、粗略に取り扱うべきでない。電信為替 の受取人が株式会社、合資会社等法人の場合は、電信為替の受取証書に社印 を押印することを要す。また何々会社支配人と記載したものは支配人印およ び社印の両方用いることを要す。もし発送した電報が暗号である時は、これ を翻訳して銀行へ持参すべき。」

「電信為替」は「V. 5. (1)」で説明したとおり、電報を使った送金です。当時、電報で暗号を送ることはそれなりに行われていたようですが18、暗号を翻訳したものが正しい内容であることを、受取人はどのようにして銀

¹⁸ 国立国会図書館ウェブサイト「史料にみる日本の近代 コラム2『これが明治 の暗号盤』」http://www.ndl.go.jp/modern/column/02.html

行に説明していたのか、気になるところです。

26. 担保品の引出しについて

「自己が担保として差し入れた物件を銀行によっては、さらに他の銀行に差し入れることがあるので、その担保品の交換または引出しを要する時は、その前日にこれを銀行に通知しておくべき。このような時は、銀行においてもその用意をしておくため、得意先も迅速に所用を済ませ、銀行もまた時間を損しない。」

これは担保として現物がやり取りされていたため生じる注意事項ですが、 現在でも、担保の交換や引出しについては、早めに銀行に知らせておいた方 が、その後の手続きがスムーズに進むと思われます。

27. 手形の取立てについて

「自己において振り出した約束手形または支払いを引き受けた為替手形を期日に至り銀行から取り立てられる時に、支払資金の備えがないために故意に外出して在宅しない、あるいは目途もないのに「後刻持参する」、「後刻来るように」と口から出るに任せて語彙を弄して一時逃れをするものが往々にしてあるが、これらの行為は自ら進んで銀行の感情を害し、かつ自己の信用を失うものである。ゆえに、このような場合には、銀行から取立てに来るのを待たず、自ら銀行へ出向き、真実の相談を行うのがよい。そうすれば銀行においてもでき得る限りは相談に応じてくれ、手形の支払人もまた攻撃を受けることはない。」

この注意事項は、現在も不変であると思われます。

28. 手形使用人は期日簿を備えよ

「自己が振り出した約束手形または支払いを引き受けた為替手形に関しては、その期日を忘れるべきでないことは論を待たない。しかしながら日常の業務が繁多を極めるため、その期日を忘れることが往々にしてある。この場合に銀行から手形が手形交換所へ持ち出された時、近い所にある得意先に対して銀行は注意を与えるが、遠方にある者に注意する暇はないので、首切りの処分を被らざるを得ない。したがって信用を失するに至る。また、近い

者に対しても、当人が在宅せず、家人がこれを処理することができないために、首切りの処分となることもある。ゆえに手形の使用人である者は期日簿を備え置き、毎朝、期日簿を点検して期日支払いの差支えが生じないようにしておけば、自己の信用を上げ、金融の円満を図ることができる。」

実際に「期日簿」を使うかどうかは別として、入出金の管理は、現在においても事業を行う者にとって必須のものです。

29. 金融逼迫と借用人

「金融逼迫の場合に借入を行いたいと思い銀行にその旨を申し込んでも、 銀行は自衛のために融通を拒むことがある。この場合、銀行の都合を考えて 直ちに帰る者がいる。これに反して、種々、自己の営業事情を陳述して余談 を試み、ついにカネを借り入れる者もいる。」

あまり明確には書かれていませんが、銀行との粘り強い交渉の重要性を 説いたものと言えるでしょう。

30. 資金借入の好時機

「生糸、茶、米穀、その他全ての商業には節季資金が必要になるので、 その季節が来る時は、同業者は何人も同じく資金が必要になる。ゆえに資金 を要する者は、その季節が来るよりも前に、早めに金額を予め定めて、銀行 と取引の約定をするか、あるいは銀行と取引をしておく。そうしなければ時 機が到来すれば金融が逼迫して金利が騰貴する。したがって、商機を逸する ことがある。すべからく注意すべきである。」

「節季」というのは、掛け売買の決算期を指していると思われます。掛け売買の決算期には資金需要が集中し、借入金利が上がるので、その前に借りておくことが大事であるとの説明です。

現在は非常に金利が低い状況下にありますので、この注意事項は当ては まらないかもしれませんが、将来、金利が上昇してきた場合には、資金需要 の多寡を見極めることは重要になってくるでしょう。

31. 前途の金融に注意せよ

「銀行と取引する者は前途の金融について注意することがとても肝要で

ある。金融市場の状況は常に一定の順序を追って回転するもののようである。 すなわち市場が久しく沈静した後は金融が緩慢となり事業熱が勃興し、過度 の営業拡張となり、一転して金融逼迫となり、再転して失敗となり、三転し て破産となり、ついに再び沈静の状態に帰着するのを例とする。ゆえに前途 に金融が逼迫する見込みがある時は、長期の手形を振り出し、これに対して、 前途に金融が緩慢となる見込みがある時は短期の手形を振り出すのがよい。 金融が逼迫する時、金利は騰貴し、銀行は資金貸出について非常に警戒する がゆえに資金の融通は容易ではない。これに対して、金融が緩慢な時は金利 が日々に下落することから、短期の借入が得策となる。」

上記「30」は季節性資金の借入のタイミングについて説明したものでしたが、こちらは景気循環を踏まえた借入のタイミングについての説明となっています。金利が上昇する見込みの時は長期の借入を、低下する見込みの時は短期の借入を行うのは、現在でも当てはまる借入の基本です。

32. 金融緩慢の時は金融逼迫の時を思え

「金融緩慢の時は銀行においては資金の放出に苦しみ自ら得意先に融通 しようとするものなので、この場合は資金を借り入れる者において十分な警 戒をしなければいけない。自由に資金借入をすることができれば事業を拡張 することができ、とても都合がよいが、ある日、種々の関係から来る事情に より、金融逼迫となる場合は、銀行は反対に貸出を収縮し、無情の処置を行 うことがある。ゆえに借入については、十分な注意を行うべき。」

こちらは金融情勢の変化による銀行の貸出スタンスの変化に警鐘を鳴らすものとなっています。「II. 1」で説明したとおり、『利用法』が書かれた当時の経済情勢は、あまり芳しいものではなかったようですので、銀行の貸出姿勢も厳しく、このような記述になったのかもしれません。

33. 手形はよく選択せよ

「手形の選択は銀行のみならず、手形の授受双方の間においてもなおざりにすべきでない。もし性質の不良な手形によって銀行から資金の融通を受けた時は、結果として、自己においてその損害の負担を免れられないだけでなく、自己の信用を失うおそれがある。そうであるので手形については手形

の出所、手形の作成人、支払人もしくは引受人の信用を十分に調査することを要する。銀行が最も喜ぶのは、次の数種である。

- (1) 手形の振出は生産者で、その問屋に宛てたもの
- (2) 手形の振出は問屋で生産者に宛てたもの
- (3) 手形の振出は生産者もしくは問屋で、その得意先に宛てたもの」

「銀行が最も喜ぶ」というのは、手形割引に当たっての記述と思われます。振出人の信用力が重要であることは現在も同じですが、当時は生産物が信用の裏付けであったことが伺われます。

34. 銀行は短期の貸出を喜ぶ

「銀行においては、長期の手形よりも常に短期の手形を喜ぶ。なぜかと 言えば長期の手形は常に短期よりも金額が大きいものが多く、かつ期限が長 い場合には手形関係人の倒産その他臨時の損害を被ることがあるが、短期の 時は思いがけない災害を避け、かつ資金の運用を速やかに行うことができる からである。」

現在のような低金利下では、銀行の経営戦略として、長期の貸出により 利鞘を稼ぐということも十分に考えられることから、「常に」銀行が短期の 貸出を喜ぶとは言えないと思いますが、一般にリスクが高い相手先への貸出 期間は短くなりますので、背景となる考え方は現在も同様と言えるでしょう。 現在よりも当時の方が貸出リスクは大きかったと思われますので、自ずと貸 出期間も短くなっていたものと思われます。

35. 空手形は銀行の嫌うところである

「空手形は一時融通を与える者が、その融通を受ける者のために記名し、あるいは裏書し、もしくは支払いの引受けを行った手形で、その融通を受けた者は、記名人として、あるいは裏書人として、もしくは引受人として手形の当時者となっているものをいう。ゆえに融通を与えた各人は手形面の名義が何であっても元よりその手形の償還を行う意思がある者ではなく、その手形作成当時、融通を受けた者が、その償還の義務を負うものである。しかしながら、この種の手形は、その期日に至って直ちに支払われることは少なく、往々にして種々の事情を惹起し、このために非常の手数と時間とを費やすこ

とがある。ゆえに銀行はこれを嫌う。また、手形使用者間において手形の交換を行うことがある。この種の手形の中にも往々にして空手形の状態を呈するものがある。その一例を挙げれば、甲乙二人の商人がいて、各々取引銀行があるとする。しかしながら、いずれも自己の取引に関し、(取引銀行から)十分な融通を求めていたので、このうえ資金の融通を請求することができない。やむを得ず、各自、手形を振り出すこととなり、あるいは裏書人となって、甲の商人は乙の商人の取引銀行へ、また乙の商人は甲の商人の取引銀行へ手形の割引を依頼することになる。この種の手形の中にも往々にして双方、種々の内情を訴えて、容易に決済しないものがある。手形の使用者において不渡手形という失態を生じさせることは、信用を重んじず、かつ銀行の効用を無視するものと言うべきである。」

この記述を見る限り、空手形がそれなりの規模で流通していたように見受けられますが、空手形は本来許されるものではなく、銀行の与信管理が厳しくなっている現在では、空手形で資金を得ることも難しいと思われます。

36. 手形面の記事

「手形面の記事はみだりにこれを添削してはいけない。このために手形が不渡となり、もしくは詐欺に関わるなどの例が少なくないので、十分に注意すべきである。」

現行の実務では、金額が訂正された手形・小切手は通用せず、新しい用紙に書き直す必要がありますが、金額以外の事項は、訂正することができます¹⁹。

37. 担保品と貸付金額

「銀行においてはなるべく市価の変動しない担保品を望むものであるが、 およそ世の中に市価の全く変動しないものは絶えて少ない。ゆえに銀行にお いては担保品の市価と貸付金額との間に多少の開きを設けることを常とす る。したがって、市価千円の担保品をもって千円の貸出を行うものと思うべ きでない。」

¹⁹ 全国銀行協会 (2012) 24 頁。

現在でも担保には掛け目があり、担保の時価と同じ金額の借入を行うことは、まずできませんので、現在にも当てはまる注意事項です。

38. 担保品の種類

「借用金、手形割引、当座預金貸越、荷為替等の担保として差し入れるべき物件は、概ね公債証書、大蔵省証券、地金銀、船積証書、倉庫会社預り券、商品、その他確実である会社の株券または社債等であるが、また、土地、家屋、機械等を担保として貸し付けることがある。」

上記「Ⅲ. 2. (1)」でも触れましたが、不動産担保の位置づけが、現在よりも低いのが目に付くところです。逆に、現在、利用促進が求められている動産担保融資が当時は行われていたことが伺われます。

39. 銀行は担保付手形と商業信用手形を望む

「銀行においては、担保付の手形を好んで割引するのみならず、信用の 確実な商業手形は担保を付さなくても銀行は喜んでこれを割引する。これは 銀行本来の性質であるからである。」

ここで出てくる「銀行本来の性質」というのは、現在も変わっていないかもしれません。

40. 差入担保品について

「自己が銀行へ担保として差し入れたもの、もしくは融通のために他人 に貸与したものは、その担保物件の記番号および種類等を手控えておくこと を要する。」

管理方法は変わっているかもしれませんが、差し入れた担保の管理は、 現在でも重要です。

41. 銀行へ差し入れた書類について

「取引上、銀行に差し出した書類に関しては、必ず手控えを取っておくことを要す。そうでなければ、後日になって問題が生じた場合は大きな損害を被ることがある。」

何らかのトラブルが発生した時に備えて、銀行に提出した書類の写しや

控えを取っておくことも重要です。現在では書類が複写式になっていたり、 電磁的に保存できたりしますので、管理も比較的容易になっていますが、当 時は手控えを準備することも大変だったのかもしれません。

42. 銀行の利用者は信用を重んじよ

「法人、会社、個人を問わず、全て銀行から信用をもって融通を受けたいと思っているものは、自ら信用を重んじ、銀行にいささかも不安の念慮を惹起させないよう注意することが大変肝要なことである。自己の信用を予め銀行に知らせるためには、預金取引を開始し、日々、授受する出納を銀行に託し、自己の営業の景況を示しておくのがよい。このような時、銀行においては日常取引の状況によって得意先の信用程度を推察し得る。また、銀行は予め得意先が融通を求めてくることを慮って得意先の事業上の状況や営業上の所得、信用の程度等を当座取引もしくは興信所の報告その他の方法によって調査しておくものなので、銀行を欺こうとしても欺くことはできないので、かえって信用を失くすことになる。ゆえに得意先である者は、常に信用を重んじ、自己に相応しい手形を利用することを要す。これは手形の振出人である場合のみならず、手形に関する全ての場合においても同様である。」

預金の入出金の状況等を見て、取引先の状況を判断し、必要な融資等を提案することは、現在の銀行にも求められているところですが、現在の状況は、さらに一歩進んで、金融 EDI²⁰や FinTech²¹などを活用し、如何にお客さまの取引状況を入手できるか、そして、それを如何に融資や金融サービスの提供などに繋げられるかが、銀行にとっての大きな課題になっています。

銀行の利用者にとって、銀行の信用を失わないことが重要であることは、 現在も不変の原則です。

20

制度ワーキング・グループ(2016)2頁。

²⁰ EDI は Electronic Data Interchange (電子データ交換)の略で、振込データに受発注や請求といった商流情報などを付帯するための EDI を「金融 EDI」と呼んでいます。全国銀行協会・全国銀行資金決済ネットワーク(2014)6頁。
²¹ FinTech とは、主に、IT を活用した革新的な金融サービス事業を指す、金融(Finance)と技術(Technology)を掛け合わせた造語です。金融審議会金融

43. 移転した時は速やかに報告せよ

「銀行と取引をする者が居所を移転した時は、速やかにその居所を銀行 に通知すべき。そうでなければ銀行と取引上、差支えを生じるおそれがあ る。」

現在でも、法人、個人を問わず、住所等が変更になった場合には、速やかに取引銀行に連絡する必要があります。連絡を行わない場合、取引を停止されることもありますので、注意が必要です。

44. 取引先は銀行と親類付合いをせよ

「銀行と取引を開始しようとするに当たっては、十分な注意をもって、確実なものを選択し、一旦、そこと取引を開始した以上は、あくまでもこれを信用して、およそ金銭の貸借授受に関しては、一切、これを銀行へ委託することにすれば、銀行においても、その得意先の人物、性行、その他に関して十分にこれを調査したうえで、及ぶ限りの便益を得意先に与えるものである。ゆえに得意先たるものは、八方美人主義を捨てて、親類的付合主義を固守することが得策である。」

日本では、長く「メインバンク制度」がその特徴と言われていましたが、 ここに出てくる「親類的付合主義」に、その原型が見て取れるかもしれませ ん。ただし、現在では、メインバンクは残しつつも、複数の銀行と取引をす る企業も少なくありません。

45. 銀行の店頭における注意

「銀行の店頭に来た時は、十分な注意をすべきである。銀行に来ている者は、皆、得意先というわけではない。美しい服を着飾って、得意先を気取る悪漢が往々にしており、いずれの係に行くべきか、また、裏書は如何にすべきか、戸惑っている者に対して、親切に、かつ心安くこれを補助し、大いに油断させてこれを奪い去ろうと企て、あるいはこれを途中で剥奪しようと目論むものがいる。得意先が自身において熟知していない取引係への問い合わせがある時や裏書の手続きができない時は、受付係または銀行員に対してこれを依頼すべきであり、また銀行からの帰途といえども、大金を所持する時は、必ず車に乗るべきである。悪漢のために銀行の店頭もしくはその途中

で、不時の被害に遭った実例が少なからずあるからである。/

現在では、銀行も店頭に警備員を配置するなどして、不審者に目を光らせています。また、店頭での現金のやり取り自体が減少しているため、以前に比べれば銀行からの帰途などに現金を奪われるようなことは減っていると思われますが、それでも、他の場所と比べると、ATM も含めて、高額の現金がやり取りされることも多いので、十分な注意が必要です。

46. 支払期日を忘却するなかれ

「借用金、割引、その他全て返済の期日を忘却した時は、その日数に応じて相当の延滞利子を徴収される。金額が大きくなれば、利子も大きくなるので注意すべき。」

これは現在も変わらない重要な注意事項です。

47. 当座借越をする人の利子の損得

「銀行と当座貸越の取引する人は十分な注意を要する。そうしなければ 大いに利子を損することがある。たとえば甲から金一万円を受け取るべき勘 定がある一方、乙に対し、金一万円を払い渡すべき勘定があると仮定する。 この場合は、銀行に振込を行わず、直ちに甲から受け取った金員を乙へ払い 渡すことが得策である。なぜならば、銀行においては、入金に対して、その 翌日の差引残高がなければ利子を付さない。これに反して、出金(当座借越 の分)に対しては出金当日から利子を付すとの規定である。ゆえに、取引者 においては、入金に対する利子を損することになる。このような場合は注意 することを要する。」

ここを読む限り、当時、預金は預入れの翌日から付利し、貸出は貸出当日から付利していたものと考えられます。ここでは利子の計算方法の違いによって生じる損失について書かれていますが、利子の計算方法が同じだったとしても、一般的には預金金利よりも貸出金利の方が高いので、ネットの支払利子をできるだけ抑えるという観点からは、当座貸越はできるだけ使わない方が得策となります。

48. 預金として郵便為替証書を扱う

「郵便為替証書は、受取人の指定がない小為替証書を除き、任意に他人 に譲渡することができないことから、銀行において一切これを扱っていなか ったが、郵便為替証書線引譲渡規則の発布により、通常為替証書、電信為替 証書、再度為替証書、受取人の指定がある小為替証書、万国連合郵便為替券、 万国連合電信為替券、香港およびその媒介為替券、外国郵便為替券等、全て 為替証書は扱うことができる。」

全国銀行協会連合会・東京銀行協会(1997)によると、郵便為替証書が 普及した一方、これを指定郵便局において取り立てることは所持人および受 入銀行には多大の不便があったことから、明治 33 年、東京交換所²²が組合 銀行の決議により、逓信大臣に対して郵便官署の手形交換への参加を要請し たとのことです。その結果、翌 34 年に逓信省の「郵便為替証書線引譲渡規 則」が公布され、郵便官署の手形交換所への参加が許可されることになり、 東京交換所では、東京中央郵便局が客員として手形交換に出席して為替証書 の決済をすることになりました²³。

なお、現在の東京手形交換所には、東京中央郵便局ではなく、ゆうちょ 銀行が参加しています。

49. 資金の借入について

「通常、世の中の人が銀行から資金の借入を行うのを見ると、手元の準備金が逼迫するに及んで、狼狽して銀行に駆け付けているようである。これはいたずらに利子を損するものであり、決して得策ではない。ゆえに資金の借入を行おうとする時は、なるべく手元に若干の準備金がある間に手形を振り出して銀行から借り入れておくのがよい。」

これは資金管理の重要性を説明したもので、手元流動性があるうちに資金を借りておけば、借手の信用力も高く見られるので、借入金利も低くなる

²² 明治 20 年に業務を開始した「東京手形交換所」は明治 24 年に廃止され、新たに「東京交換所」が創設されました。「東京交換所」は、その後、大正 14年(1925年)に「東京手形交換所」に名称を改めました。全国銀行協会連合会・東京銀行協会(1997) 687~692 頁。

²³ 同前 691 頁。

ということかと思います。一方で、あまりに早めに資金を借りてしまうのも、 借入金利息の負担が生じるため得策ではありません。

手元流動性を含めた資金管理は、現在でも、企業にとって非常に重要な 管理項目の1つです。

50. 定期預金について

「定期預けを行おうとする時には、金融が緩慢な時は利子が低いのが常であるので、なるべく短期の預け金とし、これに対して金融逼迫の時は利子がそれに従って高くなるので、長期の預け金とすることが得策である。」

低金利が続いている現在の日本では、なかなかこのような機会はないかもしれませんが、金利が低い時は短期の定期預金を行い、金利が高い時は長期の定期預金を行うというのは、運用の基本と言えます。

51. 倉庫会社の預り証券について

「商人は相場その他の都合により、多額の貨物を貯蔵せざるを得ない場合があるので、資金を要する時は、倉庫営業者にその貨物の保管預けを委託し、これに対して発行される質入証券を差し入れて所要の金員を借り入れ、後日、貨物を売却するに当たっては、預り証券をもって行い、先に借り入れた金員と売渡代金との差額を受け取り、買主に借入金を返済させることなどができる。商人にとっては、とても利便のあるものである。

倉庫会社へ貨物の保管預けの申込みを行おうとする時には、まず保管預けの申込書に保管預けに関する要件を記入し、これを倉庫会社へ差し出し、その承認を受けた場合は貨物を倉庫会社へ預け入れ、これに対して預り証券および質入証券を受け取ることになる。」

「預証券」や「質入証券」は現在の商法にも残っている用語ですが、平成 30 年 5 月に公布された「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」において、実務で利用されている「倉荷証券」に置き換えられたため、この法律の施行(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)後は、法令からこれらの用語も消えることになります。

預証券と質入証券は2枚1組で発行する必要がありますが、倉荷証券は 1枚で預証券と質入証券の役割を担えるため、実務的に倉荷証券が広く使わ れているようです。

Ⅷ. 手形交換所の組織

『利用法』では東京交換所24の概要が説明されています。

ここでは、その一部を紹介するとともに、現在の東京手形交換所との差異や共通点についても簡単に触れさせていただきます²⁵。なお、手形交換所では、手形や小切手以外の証券も交換に付すことができますが、ここでは、特に理由がない限り、現在の「東京手形交換所規則」にならって、交換に付す一切の証券を「手形」と表記します。

まず、手形交換所において交換した小切手の不渡または交換の錯誤より生じる要求については、「その関係銀行の間において処理すべきものとし、交換所は一切その責任は負わない。」とされています。

現在の東京手形交換所規則でも、「交換所において交換した手形の不渡また は交換の錯誤等により生じた紛議は、その関係銀行間において処理するもの とする。」(第60条第1項)とされており、考え方は現在も同様となっていま す。

交換の時間については、休業日を除き、「毎日、午前 10 時 30 分に開き、同 11 時に総決算を完了する。」とされており、30 分で交換を終えていたことになります。

現在の東京手形交換所では、交換日の前日から手形の持出が可能となっているほか、手形交換所においてソーターリーダーという機械を使って手形を分類する「交換所分類手形」と、銀行が分類して手形交換所に持ち出す「銀行分類手形」がありますので、単純な比較はできませんが、交換日当日の持出(銀行分類手形のみの持出となります。)は、午前7時30分から午前8時までとなっています。ただし、明治期には手形交換と同じタイミングで行わ

-

²⁴ 東京交換所については、脚注 22 をご覧ください。

²⁵ 東京手形交換所は交換する手形等の枚数も多く、後述するようにソーターリーダーなどの機械を導入していることなどから、他の手形交換所と手形交換の手続きが異なるところがありますのでご留意ください。

れていたと思われる計数報告について、現在は交換日前日の午後 10 時までに 行うこととされています。

手形のうち不渡のものがある時は、その銀行は当日午後3時までにその事 由を記載して持出銀行に返却し、その代り金を受け取るとのことです。

現在は、交換日の翌営業日の持出銀行宛の持出手形に組み入れるのが基本になっていますが、当時は相対で返却していた模様です。ただし、不渡となった手形を持ち出した銀行が代り金を支払わない場合は、翌日の交換時間までに繰戻しを行っていたようです。

手形の支払いを拒まれた時は、拒まれた銀行から直ちに書面により、その 手形振出人(為替手形の場合は支払人)の住所、姓名、職業、金額および拒 まれた事実を明記して交換所へ届け出ることが必要とされています。交換所 がこの届出を受けた時は、交換所の監事がこれを掲示し、かつ各銀行の交換 方に注意して、警戒させていたようです。

ただし、小切手に関しては、「直ちに取引を停止」し、届出の翌日午後3時までに、取引銀行または入金を受けた銀行から、本人が入金した旨の更なる届出があった時は、前日の掲示を取り消すとされています。本人から入金がなかった時は、その本人と、今後、取引を停止すべき旨の報告書を作り、組合銀行および代理交換委託銀行に通知することになっており、この場合、その本人は交換所組合銀行と取引することができず、したがって小切手も含め、手形の取引を行うこともできないことになります。

現在の取引停止処分制度と似た制度となっていますが、現在の取引停止処分制度が手形か小切手かを問わず、6か月以内に2回以上の不渡を出すことにより取引停止となるのに対して、当時は小切手のみが対象で、かつ1回の不渡のみで取引停止になっていたことになり、特に小切手については、厳しい運用となっています。

上記を受け、『利用法』では、「銀行の得意先たるものは手形および小切手の使用については、充分の注意を要す。」と注意喚起を行っています。

この他、①組合銀行の中に、規定の時間内に不渡手形の返却を受け、その

代り金を渡さない、または、交換尻支払金を当日の正午(土曜日に限り11時30分)までに日本銀行へ振り込まないところがあった時は、預り置いた保証品を売却し、その代金をもって相手方に対する未払金を支払う、②上記「①」の場合、その銀行を除名し、直ちに組合銀行に通知して、当該銀行に係る手形は一切受け取らない、③営業が危険であると認めるべき事実がある時または手形交換所規則に違反した時も除名の処分を受ける、④手形交換に遅刻した時や正当な理由なく欠席した時、交換残高表の計算に誤りがあった時などに過怠金を取られる、ことなどを説明したうえで、「銀行が手形および小切手の取扱いについて、大いに警戒する所以」としています。

最初の東京手形交換所が業務を開始したのが明治 20 年であり、『利用法』 が発行された時点で、まだ 20 年も経っていませんが、この時点ですでに、東 京交換所は、ルールにもとづく厳格な運営が行われていたことが伺えます。

Ⅷ、銀行選択の方法

『利用法』が発行された当時の経済情勢や銀行数などについては、「Ⅱ.明治36年当時の政治・経済情勢と銀行の種類・数」で簡単に触れさせていただきました。

『利用法』でも、明治 27 年から 28 年に行われた日清戦争後に多くの銀行が勃興したものの、明治 33 年から 34 年にかけての恐慌で、200 有余の銀行が破綻に瀕するか、実際に破綻した旨が記されています。さらに、その理由として、外部の影響を被ったものが多かったものの、銀行内部(の体制)が強固でなく薄弱であったことに起因するところもあったことを指摘し、銀行取引を開始するに当たっては、確実で信任するに足りるところを選択するように努めなければならないと述べられています。

そのうえで、「銀行内部の事情を推察することは、決して難しくない」ということで、その方法を列挙していますので、以下、紹介したいと思います。

現在ほど経営の健全性や適切な業務運営が求められていなかった時代ということもあり、これらがこのまま現代の銀行取引に当てはまるわけではありませんが、銀行に限らず、企業経営一般を見るうえで、参考になる指摘も少なからずあります。

1. 設立後の年数

「数十年来、無事平穏に営業を継続するものは、老舗として信任するに 足りる。もっとも、長年の間には、時として損失を招き、あるいは資金を固 定し、もしくは当局者の更迭により営業が振るわないものがないわけではな いが、種々の経験を積み、内部の基礎が強固であるため容易に倒産するよう なことはない。これに反して、新設のものは、内部が強固でないものが多い のはもちろんのこと、経験に乏しいため、一敗地に塗れる恐れがないとは言 えない。なので、老舗の中において、世評の最もよい銀行を選択することを 要する。/

現在のように変化が激しい時代においては、「老舗だから大丈夫」という ことには必ずしもならないかもしれませんが、銀行の経営基盤が安定せず、 破綻等が頻繁に起こっていた時代において、設立後の年数が重視されたのは、 当然かもしれません。

2. 資本額の大小

「資本が多額であるものは僅少であるものに比して、基礎が確固であることが常であるので、世の中の信用が厚く、預金も多いがゆえに、その運転資金も豊富なようである。なので、ある日、恐慌その他不時の事変に遭遇することがあっても、直ちに破産の失態を現出するようなことはなく、破産に瀕するような時は、必ずまず風説となり、世の中に現れることが常である。また、融資を受けようとする際にも、資本が多額であるものは、僅少であるものように運転資金が欠乏するようなことがないので、資本が多額であるものを選ぶべき。」

ここで言っている「運転資金」というのは、融資の原資を指しているものと思われます。

現在でも、自己資本そのものの額ではありませんが、自己資本比率が銀行の健全性を見るうえでの重要な指標となっており、国際的な規制の枠組みにおいても重視されています。

3. 積立金の多寡

「積立金というのは、銀行が不時の損失を補填するために、半期決算ごとに、その利益金の中から控除して積み立てておくもので、それが多額であることは、銀行が確実か否かを判断するのに役立つ。積立金には、法定積立金、別途積立金、滞貸積立金その他種々の名称がある。」

「滞貸積立金」というのは、現在では聞かない積立金であり、詳しくは 分かりませんが、言葉からイメージすると、現在の貸倒引当金のようなもの でしょうか。

現在においても、各種積立金は、上記「2」で述べた自己資本比率の計算において、分子の一部を構成しています。

4. 配当率

「利益の配当率も、また銀行の内容を調べる1つの指標となるものである。ゆえに銀行で確実なものを選択しようとする時には、数年来の配当率の如何を調査することを要する。しかしながら、世の中の幾多の銀行には、往々にして株主の歓心を買うために、あるいは重役の失態を覆うために、虚偽の利益配当を行っているものもあるので、配当の多少のみをもって銀行の善悪を判断すべきでない。」

銀行に限らず、現在の株式会社はガバナンスの強化を行っているほか、 監査法人による監査も行われ、さらに銀行に対しては金融庁の検査・監督も 行われていますので、現在において「虚偽の利益配当」を行うことは、かな り難しいと思われます。

5. 半期決算報告書

「銀行においては、半期ごとに棚卸を行って資産・負債の実況その他を 報告するので、これにより銀行の内容を知ることができる。しかしながら、 往々にして虚偽の報告を行うものがあるので、大いに注意すべきである。」

上記「4」と同様、虚偽の報告というのも、かなり難しくなっていると 思われます。

6. 機関銀行であるか否か

「世の中の幾多の銀行には、生糸商または織物商もしくは鉄業商等の金融機関であるものがある。これらの銀行は、生糸なり、織物なり、また鉄業者において盛んに取引がある間は、運転の資金が豊富にあるので大変便利であるが、一旦、生糸、織物、鉄業等、主とする取引が頓挫するようなことが起こった時は、その機関銀行は影響を受けて破綻に瀕し、あるいは倒産となり、取引者に害を波及させることがある。都下、某々銀行が倒産したのが良い例と言える。大いに注意すべきことである。」

ここで出てくる「運転の資金」というのも、「2」で出てくる「運転資金」 と同様、融資の原資を指していると思われます。

「某々銀行」というのが具体的に何銀行なのかは分かりませんが、「II. 明治 36 年当時の政治・経済情勢状況と銀行の種類・数」の「I. 明治 36 年当時の政治・経済情勢」でも述べたとおり、明治 31 年、34 年と相次いで大規模な不況に見舞われ、特に 34 年には多くの銀行が支払い停止に陥ったとのことですので、そのような中で破綻した銀行のIつと考えられます。

現在は、グループ会社や主要株主などを優遇した取引を禁じるアームズ・レングス・ルールが整備されているほか、議決権の 20%以上を保有する銀行主要株主について認可制が導入されるなどしており、金融庁の検査・監督も踏まえると、銀行が機関銀行化する可能性は極めて低いと言えます。

7. 甲銀行の信用は乙銀行に聞くべき

「銀行業者は取引の状況、興信所その他の方法によって互いに信用を調査しているものなので、銀行支配人以上の者から聞き出すことができれば、容易にその内容の一端を知ることができる。」

現在では、銀行員が他行の信用状況を安易に話すことはないと思われます。

8. 利息の高低

「銀行における利息の高低により、銀行の内容の一端を窺い知ることができる。すなわち、世の中の信用が厚い銀行においては、利息の割合が低くても預金を行うものは多い。これに対して、利息の割合が他と比較して高く

ても世の中の信用が薄い銀行においては預金を行うものは少ないのが通例 である。ゆえに銀行と取引をしようとする者は、このあたりにも注意をしな ければならない。」

「利息の割合」というのは、金利を指していると思われます。資金繰りに行き詰った金融機関が高金利で預金等を集めることは、現在でも起こり得ますが、一方で、営業戦略によって預金金利を高くしているケースもありますので、金利の高低だけで経営状態を判断するのは、なかなか難しいと思われます。

9. 重役と株主間内部の利息の高低

「銀行における重役と株主の相互関係、内部の事情に注目、留意しなければいけない。世の中の数多くの銀行の中には、重役は株主の歓心を買おうとして無理な融通を与え、株主はもし重役が不正の行為を行いつつあることを発見したとしても、これを責問する勇気がなく、そのため銀行の基礎が危機に瀕しつつあるものがある。昨年来の某々銀行等の破産のようなものは、重役および株主、内外が相互に銀行を翻弄した結果に他ならない。そうであれば得意先であるものは、重役はもちろん、株主の人物がどうであるかにも留意しなければならない。」

ここで取り上げられているのは、最近の言葉で言えば、コーポレートガバナンスに関する問題ということになるでしょう。銀行に限らず、企業と株主の適切な関係の構築、とりわけ株主による企業への牽制機能の発揮は、現在も重要な課題となっています。

10. 営業の状況

「銀行が平素、主に確実な商人を選択して取引しているか、また、各種の取引所仲買人その他投機的事業に関係している人物と取引しているか否かを、よく考察しなければならない。」

11. 重役の人格

「重役は銀行を代表し、その業務・経営の要に当たるものなので、(銀行の) 栄枯盛衰はその双肩にかかっている。その責任が重大であることは多言

を要さない。しかしながら、往々にして、自己の地位を利用して、私利を営み、あるいは、その業務を見ることにはすこぶる冷淡で、銀行に損害を生じさせ、さらに得意先を予想外の困難な状況に陥らせるような実例がある。また、多くの銀行の中には、その人物および経験の如何を問わず、世の中に名の知れた人を利用するために、みだりに重要な地位を与える、もしくは単にその名義を借りるに過ぎない実例に乏しくない。重役の人格は、取引を行おうとする者が極めて注意すべきことである。」

「10」と「11」も、現在の企業全般に当てはまるような内容になっています。

以. 約束手形の使用心得

手形については、明治 15 年に「為替手形約束手形条例」が定められ、その後、同 23 年の旧商法、同 32 年の商法に規定が置かれました²⁶。

当時の条文は確認できませんでしたが、おそらくこの章の記載は、明治 32 年の商法の規定に沿っていると思われます。

以下で『利用法』の内容を紹介しますが、ご覧いただくと分かるとおり、昭和7年に公布された現行の「手形法」の内容と大きく異なるものではなく、当時、すでに、かなりしっかりとした制度ができあがっていたことが伺えます。また、わざわざ1章を設けて説明しているところから推測すると、利用もそれなりあったものと思われます²⁷。

この章では、最初に、約束手形の振出人は、たとえ裏書があったとしても、 主たる債務者として責任を負うとして、手形を振り出すことの責任の重大さ を記したうえで、次のような内容が述べられています。

²⁶ 井上 (1997) 22 頁。

²⁷ 約束手形に限定したものではありませんが、明治 35 年の全国手形交換高は 2 8 億 87 百万円となっています(全国銀行協会連合会・東京銀行協会(1997)2 8 頁)。連載第 1 回の 7~8 頁で用いた明治 36 年と平成 28 年の企業物価指数比(約 1,300 倍)で換算すると、現在の金額で 3 兆 7,531 億円となります。ちなみに平成 28 年中の全国手形交換高は 424 兆 2,244 億円となっています(全国銀行協会ウェブサイト「全国手形交換高・不渡り手形実数・取引停止処分者数調 平成 28 年中」https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/stats/month1_04/tegataz1150.pdf)。

1. 手形面の要件

約束手形を振り出すに当たっては、その手形面に次の事項を記載し、振 出人が署名することが必要としています。これが1つでも欠けた場合には、 手形の要件を欠くために無効の手形になるということで、注意喚起がされて います。

(1) 約束手形であることを示す文字

「この証券は約束手形であり、決して他のものではない」ということを 一目瞭然にするため、とのことです。

(2) 一定の金額

手形金額を手形面に記載しなければ債権者はいくらの債権を取得するのか、債務者はいくらの債務を負うことになるのかを知ることができないため、とのことです。

(3) 受取人の氏名または商号

手形面には必ず受取人の氏名を記載することを要するものの、受取人の 商号のみでも差し支えないとのことです。また、手形金額が 30 円以上のも のに限り、無記名式とすることができたようです。

(4) 単純な支払いの約束

支払期日に至り、振出人が手形の呈示を受けた時は、支払方法について何ら条件を付けず、異議なく支払う義務を有する旨を記載していたようです。

(5) 振出の年月日

振り出した年月日を明らかにして、成立時期を確実なものにするとのことです。

(6) 一定の満期日

「満期日」とは振出人において手形金額の支払いを行うべき一定の期日

を言い、手形の所持人は、その満期日に至り手形を呈示して支払いを求め、 振出人は支払いの義務を有するとされています。現在では、「支払期日」と 言われることが多いと思われますが、手形法上は現在も「満期」が使われて います。

(7) 振出地

振出地は振出人が手形を発行した一定の場所をいい、必ず最小の行政区域を記載しなければならないとのことです。例として挙げられているのは、東京市の日本橋区域やその他の区域で振り出した場合で、この場合も振出地としては、必ず「東京市」と記載するとされています。

また、説明の中では支払場所についても触れられており、指定銀行の記載があるような場合においては、支払場所も記載することができるとのことです。

現在の手形法においては、「必要的記載事項」として、①約束手形であることを示す文字、②一定金額の単純な支払約束文句、③支払期日、④支払地、⑤受取人またはその指図人、⑥振出日、⑦振出地、⑧振出人の署名、が挙げられています²⁸。

比較してみると、現在では必要的記載事項とされている「支払地」が、 当時は必須ではなかった点が違うのみで、他は現在とほぼ同じであることが 分かります。

支払地については、次で説明します。

2. 支払地の記載がない場合

振出人が約束手形に支払地を記載していない場合は、振出地をもって、 その支払地とするとのことです。たとえば「〇市〇町〇番地〇」と記載し、 支払場所を記載していない時は、振出人の住所をもって支払地と見なし、こ れによって手形の呈示を行えば足りるとしています。

この記載は「1.(7)振出地」の記載と矛盾し、「1.(7)」に従えば、「振

²⁸ 手形法第 75 条。ここでの記載は全国銀行協会(2012) 11 頁にもとづいています。

出地」であれば「東京」としか書かれないため、支払場所が特定できないことになります。掲載されている約束手形のひな型を見ると、支払場所とは別に振出人の住所も書いていたようですので、ここで言っているのは、おそらく振出人の住所のことだと思われます。

3. 手形不渡の場合

手形の所持人が手形を呈示した場合において、振出人が呈示を受けた旨およびその日付を記載しない時、すなわち付箋をしない時、手形の所持人は呈示期間内(満期日より2日以内)に公証人もしくは執達吏に拒絶証書を作らせる必要があるとのことです。「執達吏」というのは、現在の執行官のことのようです。

現在でも手形法上は同様のケースにおいて拒絶証書の作成が必要とされていますが²⁹、一方で、振出人などが拒絶証書の作成を免除することができることとなっていることから³⁰、現在使われている「統一手形用紙」³¹には「拒絶証書不要」という文言が印刷されています。したがって、遡求のために拒絶証書が必要になるということは通常ありません³²。

4. 拒絶証書を作成しない場合

手形の所持人が拒絶証書を作らなかった時は、手形の裏書人に対して手 形法上の権利を失うため、裏書人に対する手形金額の請求を行うことができ なくなるとのことです。

しかしながら、裏書人がいない時は、無理に拒絶証書の作成を行う必要 はなく、単に手形の呈示のみで足りるとされています。

現在は「3」で説明したとおり、統一手形用紙に「拒絶証書不要」という文言が印刷されているため、遡求のために拒絶証書が必要ということはありません。

²⁹ 手形法第44条第1項。

³⁰ 手形法第46条第1項。

³¹ 誰にでも簡単に記載でき、安心して受け取ることができるよう、規格や様式 を統一した手形用紙です。全国銀行協会 (2012) 11 頁。

³² 同前 32 頁。

5. 裏書譲渡

手形の所持人は、手形金額に対する自己の権利を裏書の方法により他人に譲渡することができ、譲渡人を裏書人と、裏書された者を裏書譲受人というとのことです。

裏書の制度自体は現在も残っていますが、現在では、企業間での支払手段が増えていることもあり、企業間での手形の譲渡はあまり行われていないとのことです³³。

6. 禁転の手形

手形の振出人または所持人は、手形面に裏書の禁止文句を記載して、裏書譲渡を禁止することができ、裏書禁止の効力は、振出人がこれを行った場合と裏書人がこれを行った場合とで、次のような違いがあるとしています。

(1) 振出人が裏書を禁止する場合

振出人すなわち手形の発行者が裏書禁止の旨を記載した場合は、約束はただ受取人に対してあるのみなので、仮に受取人が裏書を行っても、その裏書されたものは手形上の権利を取得することはできないとのことです。また、受取人自身も、裏書を行ったものについて、手形上の債務は負わないとされています。

(2) 裏書人が裏書を禁止する場合

裏書人が裏書を禁止する趣旨として、将来、裏書により、手形上の権利を取得した者に対して手形上の債務を負うことを望まない時に、これを行うとし、ゆえに、その裏書人はその被裏書人の次の被裏書人に対して手形上の債務を負うことはないとしています。よって、裏書人は裏書を行うにあたり、手形の責任を負わない旨を記載することができるとのことです。

裏書禁止の効力については、裏書を禁じるのみであって、債権そのもの

³³ 全国銀行協会 (2012) 25 頁。

を譲渡できないことにするものではないとし、指図債権としてこれを譲渡することは妨げないとしています。この場合は民法上の債権譲渡に準じるとのことです。

「5」で述べたとおり、現在、手形の裏書はあまり行われていないようですが、裏書禁止の規定は、現在の手形法にもあります(第 11 条第 2 項、第 15 条第 2 項)。「(1)」の考え方は現在とあまり変わらないと思われますが、「(2)」については諸説あり、必ずしも当時と同じ考え方とは言えないようです 34 。

7. 取立委託の裏書

取立委託の裏書について、裏書禁止がある場合にどう考えるべきか、という点に関しては、被裏書人は受取人の代理人であるに過ぎないので、取立 委託の裏書は裏書禁止の趣旨に抵触するものではないとしています。

この点に関しても、現在、諸説があるようですが、当時と同じ考え方が 多数説のようです³⁵。

8. 拒絶証書作成期間経過後に裏書を行った場合

支払拒絶証書作成の期間経過後、手形の所持人が裏書を行った時は、被裏書人は裏書当時の裏書人が有していた権利のみを取得するとのことです。

支払拒絶証書は支払満期日から2日以内にこれを作らなければならないことになっていますが、手形の所持人が拒絶証書を作らずに裏書譲渡を行った時は、被裏書人(譲受人)は、その満期日の当時、所持していた者の権利と同一の権利を有するに過ぎず、振出人に対して手形金額の請求権を有するのみで、裏書譲渡後、自分の前の裏書人に対して償還請求する権利はないとされています。

現在においても「支払拒絶証書作成期間経過後の裏書」(期限後裏書)については、指名債権譲渡の効力しか認められておらず³⁶、①人的抗弁切断の

³⁴ たとえば、田中・山村・堀口(1971)455~456 頁、501 頁。

³⁵ 田中・山村・堀口 (1971) 457 頁。

³⁶ 手形法第 20 条第 1 項。

効力がない、②善意取得の規定も適用されない、③担保的効力がないため、 期限後裏書の被裏書人は、裏書人に対して遡求権の行使ができない、とされ ていることから³⁷、基本的には当時と同様と考えられます。

9. 手形所持人の権利・義務

手形の所持人は裏書によって権利・義務を移転するとの説明を行ったうえで、前者(自己の裏書人)に対しては償還請求権を有し、後者(被裏書人)に対しては償還の義務を負うとしています。前者に対して請求するにはその期間内に償還請求の通知を行い、また、所持人に対して手形金額の償還を行うなど、法律上の手続きを尽くさなければならないとのことです。

例として、裏書人が後者から償還請求の通知を受けた時を挙げており、 その翌日までに、前者に対して償還請求の手続きを行わない時は、前者に対 する請求権を失うとのことです。

この例の具体的な状況は分かりませんが、現在の手形法では、裏書人が後者から支払拒絶があったことの通知を受けた場合には、通知を受けた日に次ぐ2取引日内に自己の裏書人に通知することになっていますので38、償還請求の通知を受けた翌日までに前者に償還請求を行うというのは、少し厳しい感じがします。

10. 手形金の支払いおよび請求期間

約束手形の支払いを行う者は、手形の振出人または支払担当者なので、 手形の所持人が手形金額の支払いを受けようとする場合には、必ず振出人ま たは支払担当者に対して、その満期後、2日以内に手形を呈示することを要 し、もし、手形の呈示を怠った時は、そのために満期日後の利子を請求する 権利を失うとのことです。

また、振出人または支払担当者が支払いを行わない時は、所持人は公証 人もしくは執達吏に拒絶証書を作らせることを要し、そうしなければ、前者 に対する手形上の権利を失うとされています。

現在も、手形の呈示は満期日(支払期日)の翌々日までとされており、

³⁷ 遠藤・小野瀬・神田・中務 (2018) 293~294 頁。

³⁸ 手形法第45条第1項。

この点は当時と同様ですが、現在では、所持人自らが振出人等に手形を呈示することはあまりなく、自分の取引銀行に取立を行ってもらうのが一般的となっています。満期日の翌々日よりも後に手形が呈示された場合、原則は手形交換所の規則にもとづき不渡となります³⁹。

振出人等が支払いを行わない時の対応は、「3」で記載したとおりです。

11. 手形金額の支払い

手形金額の支払いは、必ず手形と引換えに行わなければならず、支払いを受けた時、手形の所持人はその手形面に支払いを受けた旨を記載し、署名して手形を支払人に渡すとのことです。支払人が手形金額の一部を支払った時は、所持人はこれを拒むことができず、また、満期日に至って支払いの請求がない時は、その金額を供託して義務を免れることができるとされています。ただし、供託は満期日2日以後であることを要するとのことです。

手形の所持人は期日前に支払いの請求を行うことはできず、また、支払 人は期日前に手形金額を受け取ることを所持人に強制することもできない とのことです。手形はその期日において支払う義務があると同時に、支払い の請求権があるからということですが、期日前に手形金額の支払いを行い、 手形の所持人において、これを拒まない時は、あえて禁じるものではないと もされています。

手形と引換えに支払いを行うことや手形の所持人が手形に支払いを受けた旨を記載すること、一部支払いについては、現在の手形法にも規定があります⁴⁰。手形交換所を通じて取立を行う場合には、「交換所領収印」が「支払いを受けた旨の記載」の代わりになるようです⁴¹。

手形の呈示期間内に支払いのための呈示が行われなかった場合における 供託に関する規定も現在の手形法にはありますが⁴²、実際にこの供託がどの 程度使われているかは不明です。

満期(支払期日)前の支払いについても、支払人はこれを受ける必要が

³⁹ 東京手形交換所規則施行細則第 77 条第1項第1号など。

⁴⁰ 手形法第39条第1項~第3項、第77条第1項第3号。

⁴¹ 遠藤・小野瀬・神田・中務 (2018) 312 頁。

⁴² 手形法第 42 条。

ないこと、満期前の支払いは支払人の自己責任であることが、現在の手形法 にも明記されています⁴³。

12. 償還請求

支払人が期日に至り支払いを行わないか、完全な支払いを行わない時は、 手形の所持人は公証人もしくは執達吏に拒絶証書を作らせ、かつ裏書の前者 に対して償還請求を行わなければならず、そうしなければ、前者に対する手 形上の権利を失うので大いに注意すべき、とのことです。また、償還請求を 受けた裏書人も、その前者に対して償還の請求を行うことができるとされて います。

13. 償還請求額

手形の所持人または裏書人が前者に対して行う償還請求は、法律の規定により、一定の金額を支払わせるために行うものとしたうえで、償還請求として求めることができるのは、次の金額としています。

- (1) 手形金額
- (2) 満期日以後、償還金額支払いまでの法定利息(年6分)
- (3) 拒絶証書作成の費用(公証人および執達吏の手数料)
- (4) その他の費用

(4)については、償還請求の通知を行うのに必要となる費用で、郵便料金や戻手形発行時の印紙税などの費用という補足説明が行われています。

現在の手形法でも、遡求(償還)金額として、①手形の金額、②年6分の率による満期以後の利息、③拒絶証書の費用、通知の費用およびその他の費用、を挙げており44、ほぼ同様と考えてよいでしょう。

14. 裏書人の償還請求額

裏書人の償還請求として求めることができる金額は、次のとおりとして

⁴³ 手形法第 40 条第 1 項・第 2 項。

⁴⁴ 手形法第48条第1項、第77条第1項第4号。

います。

- (1) 自己が後者に対して支払った金額
- (2) 支払いを行った以後の法定利息
- (3) 償還を行うに要した費用等

現在の手形法でも、①支払った総金額、②「①」の金額に対し年6分の率により計算した支払いの日以後の利息、③その支出した費用、となっており45、こちらもほぼ同様と考えられます。

15. 償還請求の手続き

償還請求を行おうとする時は、その請求に関する通知書に償還計算書を付して支払義務者に送付することを要するとのことです。

現在の手形法では、遡求を受けた(受ける)債務者が支払いと引換えに 受取りを証する記載を行った計算書等の交付を請求することができること になっており46、計算書の交付は義務とはなっていません。

16. 拒絶証書およびその手続き

拒絶証書は手形上の権利を保全するのに必要な行為を行った事実を証明する要式的証書で、満期日に至り、手形を呈示したものの、支払いがなされなかったことを証明するものとのことです。拒絶証書は必ず公証人または執達更において作成することを要するとのことであり、また拒絶証書には、次の事項を記載し、公証人または執達更がこれに署名することを要するとされています。

- (1) 約束手形、その謄本および付箋に記載した事項
- (2) 拒絶者および被拒絶者の氏名または商号
- (3) 拒絶者に対して行った請求の趣旨および拒絶者がその請求に応じなかったこと、または拒絶者に面会することができなかった理由

⁴⁵ 手形法第 49 条、第 77 条第 1 項第 4 号。

⁴⁶ 手形法第 50 条、第 77 条第 1 項第 4 号。

- (4) 「(3)」の請求を行い、またはこれを行うことができなかった地および 年月日
- (5) 拒絶者の営業住所または居所が分からない場合において、その地の官署 または公署に問い合わせを行ったこと
- (6) 法定の場所外において拒絶証書を作った時は、拒絶者がこれを承諾したこと

指定の支払場所の記載がある手形、たとえば○○銀行を支払場所と定めた場合には、拒絶証書の作成は、その指定場所においてこれを作るべきであり、何ら指定場所がない時は振出地において、これを作るのが相当とのことです。

現在、拒絶証書については、「拒絶証書令」に定めがあり、現在でも「手形上の権利の行使または保全に必要な行為をしたこと、およびその結果を証明する唯一の公正証書」とされていますが⁴⁷、「3」で述べたとおり、実務において作成されることはほとんどないようです。

現在の拒絶証書令に規定されている拒絶証書への記載事項は、若干の違いはありますが、当時と大きな違いはありません。ただし、「(1)」を見る限り、『利用法』では拒絶証書を約束手形、その謄本および付箋とは別に作成することが想定されていると思われる一方、現在では、拒絶証書の作成は「手形または付箋によってこれをなす」とされています48。

17. 拒絶証書作成の免除

拒絶証書作成の免除は、その免除を行ったものの後者全員に効力がある ものの、その免除を行った者に対してのみ効力を有し、それ以外の者に対し て効力はないとのことです。また、免除はただ拒絶証書の作成についてのみ であり、この免除があることをもって、正当な時に手形を呈示し、もしくは

⁴⁷ 田中・山村・堀口 (1971) 868 頁。

⁴⁸ 拒絶証書令第3条第1項。ただし、田中・山村・堀口(1971)869頁では、手形の同一性が明らかにされている場合には、手形と別個の書面に作成した拒絶証書であっても別に害は生じないから無効ではないと解すべき、とされています。

償還請求の通知を行わなくてよいということではなく、これを行わない時、 裏書人はその前者すなわち前の裏書人および振出人に対して、手形上の権利 を行使することはできないとされています。

このあたりの考え方は、現在の手形法も同様ですが⁴⁹、これも「3」で述べたとおり、現在使われている「統一手形用紙」には「拒絶証書不要」という文言が印刷されていることから、全ての裏書人および所持人等に効力が及ぶと考えられます。

18. 手形の時効

手形に関する債権は、満期日から起算し振出人に対しては3か年、所持人の前者(裏書人)に対しては拒絶証書作成の日から6か月、裏書人から前者に対する償還の請求権は償還請求を行った日から6か月の期間を経過する時、時効により請求権は消滅するとのことです。

現在の手形法では、振出人に対する請求権は満期の日から3年、所持人の裏書人および振出人に対する請求権は拒絶証書の日付(拒絶証書の作成が免除されている場合は満期の日)から1年、裏書人の他の裏書人および振出人に対する請求権は、その裏書人が手形の受戻しを行った日または訴えを受けた日から6か月をもって時効となります50。

19. 不当利得

手形の所持人がその権利を保全する行為を怠り、または法律上定められた期間内にその権利を執行しなかった時、手形上の権利はこれによって消滅し、債務者もその債務を逃れることになりますが、手形の所持人が自己の請求権を放棄したわけではなく、ただ、その手続きを行わなかったことだけで振出人または引受人が利得を得るのは、手形の所持人に対し酷であり、また、振出人または引受人の待遇が過ぎるので、その救済方法として、不当利得の請求権を認めたとのことです。

現在の手形法にも同様の規定がありますが51、債務者は法律上の原因がな

⁴⁹ 手形法第 46 条。

⁵⁰ 手形法第70条、第77条第1項第8号。

⁵¹ 手形法第85条。

くて利得したものではないことから、「不当」利得という言葉は使っていないようです⁵²。

20. 不当利得の請求

不当利得に関しては、裁判所においてもその事実の如何により判決が 区々に出ているので、その請求を行おうとする時は、まず相当の弁護士について研究することを要するとしています。そして、不当利息の請求を行おうとする時は、まず振出人または引受人がその手形によって利益を得ているか否か、その手形は期日後支払われていないか否か、支払いは正当に支払うべきものか否かなどを十分に確かめなければならないとするとともに、支払期日に呈示したが、その受取りを理由なく拒んだのか否かなどにもよるとしたうえで、他は全て法令により行使することを要するとしています。

裁判においては、事実関係によって判決の内容が変わってきますので、 これらの点は現在においても当てはまるものと思われます。

X. おわりに

ここまで明治 36 年に発行された『利用法』を足掛かりに、当時と現在の銀行実務の比較を試みてみました。

本文中でも何度か触れましたが、具体的な手続きなどには違いがあるものの、銀行の基本業務は当時から大きくは変わっておらず、基本業務をベースにしながら、業務の効率化、高度化、多様化を図り、現在に至っていることが伺われます。

IT技術の進展やフィンテックの勃興など、銀行界を取り巻く環境も大きく変化しており、銀行によって重点を置く業務に違いが出てくるのはもちろん、今後の議論の展開によっては「銀行」の定義が変わってしまう可能性も否定はできませんが、そもそも「銀行とは何か」ということを考えるにあたって、現行制度の原型となった明治期の銀行がどのようなものであったかを振り返ることも意味のあることではないでしょうか。

本稿が、単に過去を振り返るだけでなく、将来を考えるうえでの一助にな

⁵² 田中・山村・堀口(1971)1093 頁~1094 頁。

れば幸いです。

以上

参考文献

池田唯一・中島淳一監修/佐藤則夫編著/本間晶・笠原基和・冨永剛晴・波多野恵 亮著(2017)『銀行法』金融財政事情研究会

井上俊雄(1997)『手形・小切手の常識<新版>』日本経済新聞社

遠藤俊英・小野瀬厚・神田秀樹・中務嗣治郎監修(2018)『金融機関の法務対策 5000 講 II 巻 為替・手形小切手・電子記録債権・付随業務・周辺業務 編』 金融財政事情研究会

銀行図書館(1998)『本邦銀行変遷史』

金融審議会金融制度ワーキング・グループ (2016) 『金融審議会金融制度ワーキング・グループ報告-オープン・イノベーションに向けた制度整備について
- 』

小山嘉昭(2012)『詳解 銀行法【全訂版】』金融財政事情研究会

全国銀行協会(2012)『動物たちと学ぶ 手形・小切手のはなし』

全国銀行協会・全国銀行資金決済ネットワーク (2014) 『全銀システムのあり方に関する検討結果について』

全国銀行協会連合会・東京銀行協会(1997)『銀行協会五十年史』

全国銀行資金決済ネットワーク(2014)『全国銀行データ通信システム』

田中誠二・山村忠平・堀口亘 (1971)『コンメンタール手形法』勁草者書房

土子金四郎(1898)『銀行実務誌(四版)』哲学書院

東京銀行協会・東京手形交換所(1979)『東京手形交換所90年の歩み』

日本銀行(1982)『日本銀行百年史 第1巻』

日本銀行(1983)『日本銀行百年史 第2巻』

本稿は、明治 36 年に発行された『銀行利用法』(著者:須田毎六 、発行所:國光社出版部)を 基に執筆者が個人的にまとめたものであり、内容の正しさを保証するものではなく、また、本稿に おける意見等は、執筆者の個人的見解であり、全国銀行協会の見解を示すものではありません。